

心勞減勞女工ニ使用サセサル事

之ノ以規ニ遠背スルヲ以テ要求ヲ嚴守スヘシ  
ノ新ル設備ノ完備

レ一職工バフ職工ニマスコヲ支給スルコトハ認ムルモ手袋ヲ支  
給スコトハ被服ニ属スルヲ以テ認メ難シ

若希望トシテ食堂設置方ヲ述ヘタルニ但合ニ傳達シ置コト  
トナル

工場部合ニ依ル休業日給金額ヲ支給スルコト

六件ハ其ノ依組合ニ傳達ス  
一解雇手當ノ制定

七月迄臨時給五日今一月ヲ増ス毎三日今ヲ増給スルコト

六件ハ其ノ依但合ニ傳達ス  
一退職手當制定

六ヶ月以上勤続者ハ一職手当支給コト

本件ハ職工側ヨリ其体ニテ作成シ再ヒ提出スルコト決定  
尚次議中決通知ヲ第一號才派レトナリタル朝鮮労働者

ハ内北労働者ト全一漢英支給ノ件ヲ提言シタルモ理由薄  
弱ニシテ有耶業等ノ程ニ交渉打切リタリ

以上ノ状況依リ朝日日本組合ハ阪神間ニ跨リ總會ヲ開シ  
定例ノ議事トシテカウナルニテ成早リ協議ヲ遂ケ希望ニ副キ

奴ガトルニ依リ平常通り作業ニ従事セラレ度シト体克ク交  
渉ニ終タルハ其ノ内意ヲ規フニ目下ノ経営状態ニ依リ

到ル要求ヲ承認シ既ニサレ事情ニアルモ之ヲ直ニ拒絶スル  
ハ其ノハシテ紛糾スルヲ余知シ如斯不徹底ナル會見ニ依リ

一週糊塗ニ時日ヲ遷延スル模様ニ有之

右天申(通)報候也